

長崎県長大橋維持管理事業

事業仮契約書(案)

令和7年10月
(令和7年11月修正)

長 崎 県

上、出来形部分の出来高に応じた修繕工事業務費（サービス対価C）の未払額に、解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができ、当該対象橋梁の出来形部分の買受金額と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。

- (2) 県が、前号により対象橋梁の出来形部分の全部又は一部の買受けを決定し事業者に対してその旨通知した場合には、事業者は、直ちに仮設構造物を撤去するなど引渡しのために必要な措置を講じたうえで、当該対象橋梁の出来形部分を県に引き渡す。
- (3) 県が対象橋梁の出来形部分の全部又は一部を買い受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により当該対象橋梁の出来形部分を撤去して対象橋梁を原状に回復しなければならない。事業者が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、県は事業者に代わって原状回復を行うことができ（但し、県は係る事項について義務を負わない。）、事業者はこれに対し異議を申し出ることができず、県はこれに要した費用を事業者に求償することができる。

- 2 第64条（県の債務不履行による契約解除）から第66条（法令等の変更又は不可抗力による契約解除）の場合において、対象橋梁の修繕工事の完了前に本事業契約が解除された場合、県は、対象橋梁の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分の出来高に応じた修繕工事業務費（サービス対価C）の未払額に、解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けるものとする。なおこの場合、前項第2号を適用する。

（事業契約終了に際しての処置）

第68条 事業者は、事由の如何を問わず、本事業契約が終了した場合において、対象橋梁内に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく相当な期間内に前項の物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、又は片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができない。また、県が当該処置に要した費用を事業者は負担する。

- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに県に対し、県が、対象橋梁を維持管理、点検・診断等するために必要なすべての資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の費用負担）

第69条 本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。

第12章 表明・保証及び誓約

（事実の表明・保証及び誓約）